

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

クリーニング師の研修の指定(衛生課)

クリーニング業務従事者に対する講習の指定(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第五百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険

薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小川 喜通	鳥薬第七四二号	平成二年六月一日

鳥取県告示第五百六十五号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び住所
財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三番一号

二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

開催年月日	会場の名称	所 在 地	受講予定人員
平成二年七月八日	米子保健所	米子市西福原四四四	一二〇人
平成二年八月五日	倉吉市農業協同組合	倉吉市越殿町一四〇八	一〇〇人

三 受講料 四千五百円

鳥取県告示第五百六十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定するクリーニング所の業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び住所

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三番一号

二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

開催年月日	会場の名称	所 在 地	受講予定人員
平成二年七月二十二日	米子保健所	米子市西福原四四四	一四〇人
平成二年八月十九日	倉吉市農業協同組合	倉吉市越殿町一四〇八	一五〇人

三 受講料 四千円

鳥取県告示第五百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年三月三十日 鳥取県指令受米土維第千六十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎五丁目九三三―一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社
代表取締役 金澤泰治

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年六月十九日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 平成二年六月二十一日(木) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県文化財保護審議会委員の任命について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成二年六月十九日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機		ファイバースピリットI	株式会社三共
		タコヤキSP	
		タコヤキDX	株式会社三共
		UFOSペシャルI	
		WRリバース	奥村遊機株式会社
		ムーン・ウォーカー七	
		BIG BANG	京楽産業株式会社
		ダービーニ	
		グラッドスラムニ	京楽産業株式会社

アレンジボール遊技機	
メカコング三	デニアルスター
太陽電子株式会社	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】